

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 11 月 24 日号 (No.411)

I. 注目法令等の紹介

1. 「未成年者ネットワーク保護条例」
2. 「海洋環境保護法」
3. 「国家秘密保護法（改正草案意見募集稿）」
4. 「ネットワーク販売特殊食品安全コンプライアンス指針」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>
本号編集責任者：江口 拓哉

II. その他の法令等一覧

I. 注目法令等の紹介

1. 「未成年者ネットワーク保護条例」¹

国務院 2023 年 10 月 16 日公布 2024 年 1 月 1 日施行

執筆担当：吉 佳宜、塩崎 耕平、青山 慎一

本条例は、中国初の未成年者のネットワークからの保護に特化した法令として、2016 年 9 月、2017 年 1 月、2022 年 3 月の合計 3 回の意見募集を経て、2023 年 10 月 16 日に正式に公布された。

本条例は、上位法である「未成年保護法」、「ネットワーク安全法」、「個人情報保護法」等の関連要求に基づき、①未成年者のネットワークからの保護体制の構築、②未成年者のネットワークに対する理解の促進、③ネットワーク情報コンテンツの規制の強化、④未成年者の個人情報の保護、⑤未成年者のネット依存症の防止という 5 つの観点に立脚している。そして、ネットワーク製品及びサービスの提供者のほか、スマート端末製品の製造者・販売者、学校、地域社会、図書館、文化館、青少年宮²、未成年者の後見人、マスメディア等の主体（以下「各規制主体」と総称する。）による、ネットワーク上における未成年者の保護義務を明確にし、関連規制・制度を列挙している。特に、「未成年者ユーザー数が膨大で、又は未成年者に顕著な影響を与えるオンラインプラットフォームサービス提供者」に対しては、より厳格な規制遵守義務が課せられている（20 条）³。

¹ 原文「未成年人网络保护条例」

² 小学生・中学生のための校外活動用の教育施設である。

³ 「個人情報保護法」58 条は、「重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、ユーザー数が膨大で、業務類型が複雑な個人情報取扱者」に対して、個人情報保護コンプライアンス制度体系の確立、外部構成員による独立機構の設置、プラットフォーム内の製品等の提供者の個人情報取扱規範・保護義務を明確にするプラットフォーム規制の制定、個人情報取扱違反者へのサービス提供の停止、社会的責任報告の定期的公表等の義務を課している。本条例は、「未成年者ユーザー数が膨大で、又は未成年

中国最新法令〈速報〉

また、本条例では、個人情報取扱者に対して、未成年者の個人情報の取扱における法令遵守状況について毎年コンプライアンス監査を実施し、かつ、その監査状況をネットワーク情報等を所管する部門に遅滞なく報告する義務を課している（37条）。当該コンプライアンス監査の年次実施及び監査状況の報告義務は、「個人情報保護法」及び「個人情報保護法規性監査管理規則（意見募集稿）」では言及されていないため、コンプライアンス遵守義務が追加されている⁴。

さらに、本条例は、各規制主体に対して、行為者を処罰するのみならず、関連責任者をも処罰する「両罰制」を採用している（50条～56条）。また、ウェブサイトの閉鎖命令、関連業務許可証または営業許可書の取り消しの行政処罰を受けたネットワーク製品及びサービスの提供者並びにその関連責任者に対して、さらに5年間の関連許認可の再申請、関連業務の従事禁止を規定している（57条）。

（全60条）

2. 「海洋環境保護法」⁵

全国人民代表大会常務委員会 2023年10月24日公布、2024年1月1日施行

執筆担当：呉 馳、水本 真矢

「海洋環境保護法」（以下「本法」という。）は、1982年の公布以来、数回の修正・改訂を経て、今回は2回目の全面改訂になる。改訂後の本法は、総則、海洋環境監督管理、海洋生態保護、陸源汚染物汚染防止、工程建設プロジェクト汚染防止、廃棄物投棄汚染防止、船舶及び関連作業活動汚染防止、法的責任、並びに附則という9章、計124条からなっている。

本法の改訂の要点としては、①主管部門の職責分担・監督管理制度の明確化（沿海地区地方政府等の責任及び海洋汚染に関するモニタリング・調査・応急措置等の制度の明確化）、②海洋生物多様性の保護の強化（海洋生物多様性に係る調査、モニタリング、評価、回復等の制度の確立）、③海洋への汚染物排出許可管理制度の明文化（許可証取得対象及びその義務等の明文化）、④海洋への廃棄物投棄に対する規制の強化（海

者に顕著な影響を与えるオンラインプラットフォームサービス提供者」について、前記個人情報保護法上のプラットフォームサービス提供者の義務に加えて、未成年者ネットワーク保護影響評価の定期的な実施、未成年者モード又は未成年者専用コーナー等の設置、社会責任報告の年次公表等の義務を設けて、関連規制をさらに強化した。もっとも、本条例では、「未成年者ユーザー数が膨大で、又は未成年者に顕著な影響を与えるオンラインプラットフォームサービス提供者」の認定基準は別途制定されると規定されていることから、今後の動向を注視する必要がある。

⁴ 「個人情報保護法」54条は、個人情報取扱者による、その個人情報の取扱における法令遵守状況に対するコンプライアンス監査の「定期的」実施のみを求めている。また、「個人情報保護法規性監査管理規則（意見募集稿）」（2023年8月3日公表。[本ニュースレターNo.404](#)（2023年8月25日発行）をご参照。）4条は、100万人超の個人情報を取り扱う者のみに対して、コンプライアンス監査の年次実施義務を課している。

⁵ 原文「海洋环境保护法」

中国最新法令 < 速報 >

洋ごみに係るモニタリング、受取、移転、処理等の措置の明確化）等が挙げられる。

(全 124 条)

3. 「国家秘密保護法（改正草案意見募集稿）」⁶

全国人民代表大会常務委員会 2023 年 10 月 25 日公表、意見募集期限 2024 年 11 月 23 日

執筆担当：高 玉婷、鈴木 幹太

「国家秘密保護法（改正草案意見募集稿⁷）」（以下「本意見募集稿」という。）は、管理体制の強化改善、社会の状況変化に応じて秘密保護の対象、内容、職責の追加、変更等、現行の国家秘密保護制度の改正・整備を行うものとなっている。2010 年改正の現行「国家秘密保護法」からの改正点のうち重要なものは以下のとおりである。なお、国家秘密の定義⁸は、反スパイ法等の解釈にも関係するところ、現行法の規定が維持されている（2 条）。

国家秘密に関わる電子ファイルに対する国家秘密の標識の使用（21 条）、国家秘密保護の規定を国家秘密に係るデータ取扱行為にも適用する旨の規定を新たに追加している（35 条）。

また、国は秘密保護製品及び秘密保護技術設備に対する抜取検査・再検査の制度を構築することが追加されている（31 条）。国家秘密に関わる業務に従事する機関、企業事業単位に対して、国家秘密の審査・解除（23 条）、秘密保持管理能力を備えること（40 条）等の責任が強化されている。また、本年 7 月から施行された改正反スパイ法により、国家秘密、情報に加え、国の安全と利益に関わる文書、データ等の窃取、不法提供等もスパイ行為に該当するとされたところ、本意見募集稿において、新たに「業務上の秘密」に関する管理責任を定めた規定が追加されたことが注目される。すなわち国家秘密に該当しない事項であっても、機関、企業事業単位による業務の正常な履行を妨げる事項、又は国の安全、公共の利益に悪影響をもたらしうる事項は、業務上の秘密（原文「工作秘密」）に該当し、機関、企業事業単位は、業務上の秘密に対する管理責任を遂行し、必要な保護措置を講じなければならない旨の規定が新たに追加された（61 条）⁹。

さらに、国家秘密保護規定及び標準どおりに秘密保護措置を講じていない場合（55 条）、秘密保護の資質を取得した企業及び事業単位が国家秘密保護規定に違反した場合（58 条 1 項）、秘密保護の資質を取得せずに、秘密に関わる業務に違法に従事した場合（58 条 2 項）等について、処罰を強化した。

⁶ 原文「保守国家秘密法（修订草案）」

⁷ 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、また、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

⁸ 国家秘密とは、国の安全及び利益に関係し、法定手続により確定され、一定期間内において一定範囲の人員のみが知る事項をいう。

⁹ なお、業務上の秘密に対する管理責任等の具体的な内容は、現時点において、必ずしも明確ではない。

中国最新法令〈速報〉

加えて本意見募集稿では、インターネット情報・データ取扱行為に対する国家秘密保護の規定の適用、国家秘密に関わる業務に従事する者等に対する法律責任強化が検討されており、今後の立法動向に引き続き、留意する必要がある。

(全 62 条)

4. 「ネットワーク販売特殊食品安全コンプライアンス指針」¹⁰

国家市場監督管理総局 2023 年 10 月 13 日公布、同日施行

執筆担当：柴 巍、五十嵐 充

本指針は、ネット上の特殊食品の販売を規律し、事業者のコンプライアンス意識を高め、ネット販売される特殊食品の安全を確保するために、国家市場監督管理総局により制定されたものである。

本指針の対象となる特殊食品とは、保健食品、特殊医学用途調合食品及び乳幼児用調合食品等を指す（食品安全法 74 条）。

本指針は、特殊食品のネット販売について適用されうる既存の法令及び国家強制基準を整理し、①「特殊食品の定義及び範囲」、②「販売に関する一般要求」、③「ネット販売の特殊要求」という 3 つのカテゴリーに分類したうえで行政の観点から意見を述べている。特に、②「販売に関する一般要求」というカテゴリーのもとで、特殊食品の広告及び宣伝に対する要求（2.3）やラベル及び説明書に関する要求（2.4）も整理されており、事業者にとって参考になると思われる。

本指針の制定により、新たに特殊食品のネット販売に関する法規制が設けられるわけではないが、行政上の指針として、例えば、「特殊食品は、一般の食品又は薬品と一緒に陳列して販売してはならない」（食品安全法实施条例 39 条 2 項）という既存の規定について、ネットワーク販売の場合、特殊食品、普通食品、医薬品と一緒に陳列せず、区別する方法について、プラットフォーム上、特殊食品専用のクリックボタンを設けること、ポップアップによる注意喚起を設けること、特殊食品の販売ページを異なるフォント・色・サイズ等で区別することが例示として挙げられていること（2.2 の 4～6）等が記載されており、ネットで特殊食品の販売を行う事業者及びプラットフォーム運営者にとって重要になると思われる。

II. その他の法令等一覧

2023 年 10 月 24 日から 2023 年 11 月 06 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「愛国主義教育法」

（原文：爱国主义教育法）

（全国人民代表大会常務委員会、2023 年 10 月 24 日公布、2024 年 1 月 1 日施行）

¹⁰ 原文「网络销售特殊食品安全合规指南」

中国最新法令 < 速報 >

2. 「食糧安全保障法（草案第二次審議稿）」、「伝染病予防治療法（改正草案意見募集稿）」、「国家秘密保護法（改正草案意見募集稿）」、「文化財保護法（改正草案意見募集稿）」、「国務院組織法（改正草案意見募集稿）」、「慈善法（改正草案意見募集稿）」
（原文：6 件法律草案公开征求意见）
（全国人民代表大会常務委員会、2023 年 10 月 25 日公布、意見募集期限 2023 年 11 月 23 日）
3. 「インダストリアルインターネット安全類別級別管理規則（意見募集稿）」
（原文：公开征求对《工业互联网安全分类分级管理办法（公开征求意见稿）》的意见）
（工業及び情報化部、2023 年 10 月 24 日公布、意見募集期限 2023 年 11 月 22 日）
4. 「飲食業經營管理規則（改正意見募集稿）」
（原文：关于《餐饮业经营管理办法》（修订稿）公开征求意见的通知）
（国家市場監督管理総局、2023 年 10 月 23 日公布、2023 年 11 月 21 日施行）
5. 「商標代理信用評價管理規則（意見募集稿）」
（原文：国家知识产权局 通知 关于就《商标代理信用评价管理办法（公开征求意见稿）》公开征求意见的通知）
（国家知的財産権局、2023 年 10 月 27 日公布、意見募集期限 2024 年 11 月 3 日）
6. 「弁護士事務所による証券法律業務への従事に関する管理規則（改正）」
（原文：律师事务所从事证券法律业务管理办法）
（中国証券監督管理委員会、2023 年 10 月 26 日公布、2023 年 12 月 1 日施行）
7. 「商業銀行資本管理規則」
（原文：商业银行资本管理办法）
（国家金融監督管理総局、2023 年 11 月 1 日公布、2024 年 1 月 1 日）
8. 「乳幼児用調合液体ミルク生産許可審査細則（意見募集稿）」
（原文：市场监管总局关于公开征求《婴幼儿配方液态奶生产许可审查细则（征求意见稿）》意见的通知）
（国家市場監督管理総局、2023 年 11 月 1 日公布、意見募集期限 2023 年 12 月 1 日）

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、
福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com